

【ミニ学習会報告】

ストーカー規制法とDV防止法改正について

11月の運営委員会において、弁護士山本賢昌さん(岡山弁護士会所属、両性の平等に関する委員会委員長)を講師に迎え、ミニ学習会を行った。



山本賢昌さん

1. ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)

(1) 概要

2000年(平成12年)11月24日に施行 通称は「ストーカー規制法」。 「桶川ストーカー殺人事件」を契機に議員立法された。

ストーカー行為はエスカレートすると名誉棄損や脅迫罪で取り締まれる事例もあるが、そこまでエスカレートする前段階では拘留や料料しか罰が規定されていない軽犯罪法違反くらいでしか取り締まりができない事例があり、それでは不十分としてストーカー規制法が2000年(平成12年)に制定された。

規制対象となる行為を、公権力介入の限定の観点から、恋愛感情に関するものに限定。ストーカー規制法は親告罪。罰則は6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金。

また、警察は被害者の申出により警告ができ、この警告に従わない場合、都道府県公安委員会が禁止命令を出すことができる。緊急の必要性があれば、警告ではなく仮の命令が出せる。その場合、原則として15日以内に禁止命令を出す。禁止命令に従わない場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金となる。また、告訴する以外に、被害者の申出により警察が弁護士の紹介や防犯アラームの貸し出しなど、国家公安委員会規則に基づく援助を定める。

(2) 最近の改正

2012年11月に発生した逗子ストーカー殺人事件を受けて、2013年6月26日に2000年(平成12年)の本法案成立以来初の改正案が衆議院で可決、成立した。

改正の主な点は、1. 執拗なメールを付きまとい行為に追加。2. 被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地などの警察も警告や禁止命令を出せる。3. 警察が警告を出したら被害者に知らせ、警告しない場合は理由を書面で通知するなど。

(3) ストーカー規制法の問題点

- (i) 告訴や警告を求める申出がないと、ストーカー規制法により警察が動けない。
- (ii) 被害者自身、状況の深刻さが理解できておらず、告訴や警告を求める申出まではしないことがある。
- (iii) 本当にひどい事案は、警察も被害者を守れない可能性がある。

(4) 弁護士会や弁護士のストーカー問題への取り組み

- (i) 平成12年より女性人権センターを立ち上げて、女性人権相談(初回無料)を実施。
- (ii) ストーカーに関する相談の件数はそれほど多くない。
- (iii) 実施に弁護士がストーカー被害の防止について事件としてかかわる事は少ない。制度を説明して、警察へ相談に行くことを勧める。相談に同行するなど。内容証明郵便で警告。後の損害賠償請求。

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)

(1) 概要

2001(平成13)年10月13日に施行された。通称「DV防止法」。

同法の目的は、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)に係る通報、相談、保護、

自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることにある。一部の規定については2002年4月1日に見直しされ、2004年12月2日には保護命令の対象範囲の拡大等を中心とした改正法が施行された。

2013（平成25）年7月3日に公布され、2014（平成26）年1月3日から施行となる一部改正法（平成25年法律第72号）により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と変更される。

DV法の内容としては、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者の保護や自立支援体制の確立、裁判所における保護命令手続がある。

DV法にいう「配偶者からの暴力」は、いわゆる精神的暴力も含む概念である（法1条1項）が、そのうち保護命令によって防止しようとするのは「配偶者からの身体に対する暴力」、すなわち配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものである（法10条）。つまり、精神的暴力は保護命令の対象にはならない。ただし、配偶者からの身体に対する暴力が未だなくても、生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫）があつて、その生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと認められれば保護命令が出る。

この法律にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚の状態にある者）も含まれる。また、離婚後も引き続き暴力を受ける恐れがある事例もあることに鑑み、離婚後または婚姻取消後であっても、当該配偶者であったものから引き続き更なる暴力を受ける恐れが大きい場合は、保護命令の対象になる。単なる恋人からの暴力は保護命令の対象にならない。

（3） 保護命令の種類

（i） 接近禁止命令（法10条1項1号）

6か月間、被害者の住所（ただし、当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く）その他の場合において、被害者の身近につきまとい又は被害者の転居、勤務先その他その通常所在する場所の付近の徘徊を禁止する命令。

（ii） 退去命令（法10条1項2号）

2か月間、被害者とともに生活の本拠としている住所から退去すること及び当該住所の付近を徘徊することを禁止する命令である。この制度は、被害者が暴力から逃れるために転居する時間を確保するための制度であり、加害者が退去した住居に引き続き被害者が居住することを想定した制度ではない。

（iii） 子に対する接近の禁止命令（法10条2項）

被害者が未成年の子と同居している場合に、上記の接近禁止命令が効力を有している間、子の住居（被害者及び加害者と共に生活の本拠としている住居を除く）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊することを禁止する命令である。このような恐れを避けるための制度であり、独立した制度ではない。なお、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（3） 申立前の手続

保護命令の申立てをする前には、まず以下の手続のいずれかをする必要がある。

- ・ 配偶者暴力相談支援センター又は警察へ相談し、又は援助若しくは保護を求めること。
- ・ 配偶者からの暴力を受けた事情に関する被害者の供述を記載した書面について、公証人による認証を受けること。

現実には、後者の手続には費用がかかることから、前者の手続が採られることが一般である。

（4） 申立後の手続の流れ

地方裁判所への申立 → 審理前の面接 → 裁判所書記官による書面の取り寄せ → 相手方の審尋等 →

保護命令の発令及び通知

(5) 保護命令違反の効果

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(29条)。

(6) 再度の申立て

一度目の保護命令の申立ての理由となった暴力との同一の事実を理由として、再度保護命令の申立てをすることは、一応は可能。しかし、退去命令の再度の申立ての場合は、被害者の転居の時間の確保のための制度という点から「配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2カ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるとき」であること、「当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと」が要件となる(法18条1項)。

(7) 管轄

申立ての相手方の住居所の所在地を管轄する裁判所が原則的な管轄になるが、被害者が加害者から避難して生活している場合を想定し、被害者の便宜のために申立人の住居所の所在地を管轄する裁判所にも管轄を認めた。

ただし、申立人の住居所を管轄する裁判所に申立てをすると、被害者が自己の居所を知られたくない場合には居所を探す手掛かりを与える結果になる。

(8) 警察とDV法

「法は家庭に入らず」(親族相盗例・刑法244条)という法格言があり、「近親者から受ける暴力」については、警察は介入に消極的であった。しかし、DV法の施行をきっかけに対応を変え、介入する動きも出てきた。(DV法第8条)

(9) 2013年改正

今回の改正は、男女間の交際中の暴力が社会問題化し、長崎ストーカー殺人事件などのように元交際相手から暴力を受けていた女性とその親族が殺害されるという痛ましい事件に発展するケースがある現状を踏まえたもの。

同居している場合はストーカー禁止法の禁止命令の適用が難しく、刑法の暴行罪、傷害罪による事件化もできない事例が顕在化していることから、被害者を迅速に保護するためにDV防止法の適用範囲の拡大が必要となっていた。こうした点について前回2007年の改正以降、今回6年ぶりの改正が実現した。

改正案では、配偶者に対する暴力を対象とするDV防止法の立法趣旨を踏まえた上で、新たに「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手」(関係解消後は、元相手)からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとし、これにより、被害者に対する相談、援助、保護に加え、重大な危害を加えられる恐れがある場合には保護命令の発令が可能となり、被害者の救済を迅速に図ることができるようになる。

(10) 弁護士会や弁護士によるDV問題への取組

(i) 平成12年より女性人権センターを立ち上げて、女性人権相談(初回無料)を実施。

(ii) 女性人権相談は、DVに関する相談がほとんど。

(iii) 保護命令については、女性相談所(岡山県)、ウィズセンター(岡山県)、さんかく岡山(岡山市)、ウィズアップくらしき(倉敷市)で書面を作成してもらい、そのまま裁判所へ行くケースが多く、弁護士がかかわるケースは少ない。弁護士事務所にも、先に相談に来た場合でも女性相談所等を紹介することが多い。

(iv) 保護命令が出た後、離婚調停、離婚訴訟で関わる。難件の場合は、2~3名で体制を組む場合もある。

以上 (文責:木口京子)